

令和4年度高知県公立大学法人 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

1. 適用範囲

この方針は、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）の全組織における物品等の調達に適用する。

2. 対象となる施設

この方針の対象となる施設等は、法第2条第4項に定義する施設（「別紙」のとおり）とする。

3. 調達する物品等及びその目標

法人が施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

| 種別 | 調達物品 |
|----|---|
| 物品 | 事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品 |
| 役務 | 印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、その他のサービス・役務 |

目標 施設等からの調達金額を1,000千円以上とする。

4. 調達の実施

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮するとともに、随意契約による調達を行う場合には、施設等からの調達の推進に努める。

5. 調達の推進方法

- (1) 施設等からの物品等の調達を円滑に進めるため、高知県及び高知県が施設等の共同受注窓口として設置する高知県社会就労センター協議会を通じ、施設等から提供可能場物品等の情報収集を行う。
- (2) 提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。
- (3) 施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

6. 調達実績の公表

調達実績は、事業年度終了次第速やかにとりまとめ、法人ホームページ等により公表する。

別紙

対象となる施設

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
 - (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - (2) 就労移行支援事業所
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - (5) 地域活動支援センター
2. 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所
3. 法の政令に基づく事業所
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - (2) 重度障害者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障害者の雇用者数が5人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
4. 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体